

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考			
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円						
民事訴訟	通常訴訟	8						8	8	5				10	6030円	6000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。)	<郵便切手> 被告が1名増すごとに204 0円追加 (内訳) 500円3枚、110円2枚、10 0円2枚、50円2枚、10円2 枚 <予納金> 被告が1名増すごとに200 0円追加 ※現金納付する場合は、訴 状提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、山口地裁会計課 まで持参、現金書留、または 振り込みによる方法で納め てください。また、電子納付 利用者登録をされている方 は電子納付の利用も可能で す。	
民事調停	民事調停							7						7	9	1000円	相手方が1名増すごとに28 0円分を追加 (内訳) 110円2枚、20円2枚、10 円2枚	
民事執行	担保不動産競売申立て	20								50	20			20	40	16800円	原則として50万円(物件の 数や規模に応じて増額する ことがあります。)	
	強制競売申立て	20								50	20			20	40	16800円	原則として50万円(物件の 数や規模に応じて増額する ことがあります。)	
	債務名義に基づく債権差押え	5								6	2	2			4	3320円	左は、債権者、債務者及び 第三債務者が各1名で、か つ、陳述催告の申立てを行 う場合の例。 第三債務者が1名増えるこ とに1990円(500円×3、1 00円×3、50円×2、40円× 2、10円×1)を、債務者が1 名増えるごとに1220円(5 00円×2、100円×2、20円 ×1)を追加してください。	
	養育費等に基づく債権差押え	5								6	2	2			4	3320円	左は、債権者、債務者及び 第三債務者が各1名で、か つ、陳述催告の申立てを行 う場合の例。 第三債務者が1名増えるこ とに1990円(500円×3、1 00円×3、50円×2、40円× 2、10円×1)を追加してく ださい。	
	財産開示	8									15	10			10	6300円		
	情報取得(預貯金)	2									10	2			5	2250円	第三者1名につき2000円	
	情報取得(不動産)	8									15	4			10	6000円		
情報取得(勤務先)	8									15	4			10	6000円	第三者が1名増えるごとに1 500円(500円×2、100円 ×3、50円×2、20円×4、10 円×2)を追加してください。		
保全	債権仮差押	7			1			6			1	1				4430円	第三債務者が1名の場合	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6						4			2	2				3620円	登記所が1か所の場合	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	6						4			2	2				3620円	登記所が1か所の場合	
保護命令	保護命令	3								10					1	2610円		
労働審判	労働審判	5													15	3650円	4000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。)	<郵便切手> 相手方が1名増すごとに12 20円分を追加 (郵便切手内訳) 500円2枚、110円2枚 <予納金> 相手方が1名増すごとに15 00円追加 ※現金納付する場合は、訴 状提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、山口地裁会計課 まで持参、現金書留、または 振り込みによる方法で納め てください。また、電子納付 利用者登録をされている方 は電子納付の利用も可能で す。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1500円	110円×(債権者数+5)	左記のとおり	1万1859円 (官報公告費用)	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×1枚
	代理人申立て					
管財	個人	1500円(免責許可の申立て分を含む)	110円×(債権者数+30)	左記のとおり	最低20万円からですが、事案によりしますので、お問い合わせください。	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×1枚
	法人	1000円	110円×(債権者数+30)	左記のとおり	最低50万円からですが、事案によりしますので、お問い合わせください。	
	債権者申立て	2万円	1220円×2+110円×(債権者数+30)	左記のとおり	個人は最低70万円からで、法人は最低150万円からですが、事案によりしますので、お問い合わせください。	
	免責許可の申立て	500円	お問い合わせください。	お問い合わせください。	7860円 (官報公告費用)	破産手続開始を債権者が申し立てた場合

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		1万円	180円×1+110円×(債権者数×2+10)	左記のとおり	1万3744円(官報公告費用) (事案により個人再生委員を選任する場合があります。その場合は、これに加えて15万円から30万円必要です。)	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×2枚
通常再生	個人	1万円	500円×8枚+110円×(債権者数+20)	左記のとおり	お問い合わせください。	
	法人	1万円	500円×8枚+110円×(債権者数+20)	左記のとおり	お問い合わせください。	